

平成25年8月5日

顧問先各位

戸田会計事務所  
所長 戸田裕陽

## 消費税増税の経過措置 — 平成25年9月30日以前の契約は税率5% —

平成24年の消費税法改正により、経済状況による延期のない限り、平成26年4月1日（以下「施行日」といいます。）以後の消費税（地方消費税を含む、以下同じ）の課税対象となる取引については8%の消費税率が適用されます。

しかし、消費税の課税対象となる取引のなかには、前売り、後払い等、取引や契約の実態により施行日以後の取引であっても5%の旧税率が適用される経過措置が設けられています。

### ◎5%の旧税率が適用される経過措置

#### ①旅客運賃、映画・演劇の入場料、美術館・遊園地・動物園・博覧会等の入場券

…施行日以後に乗車、入場等が行われる場合であっても施行日前に代金が領収された場合

#### ②電気・ガス・水道・電話料金

…施行日前から継続して役務の提供を受けており、施行日以後26年4月30日までに検針等で料金が決定する場合

#### ③工事の請負等

…平成25年9月30日以前に締結した次の契約により、施行日以後に、契約の目的物の引渡または役務の提供の完了が一括して行われる場合。

\*なお、平成25年10月1日以後請負金額が増加した場合その増額分については、旧税率ではなく新税率8%が適用されます。

イ) 工事の請負契約

ロ) 製造の請負契約

ハ) その契約に係る仕事の内容につき相手方の注文が付されている、測量、地質調査、工事施工に関する調査、企画、立案および監理並びに設計、映画の製作、ソフトウェアの開発その他の請負契約

ハ) 内外装・設備の設置・構造についての注文に応じて建築される建物の売買契約

#### ④資産の貸付

…平成25年9月30日以前に締結した資産の貸付の契約で、貸付期間・対価の額が定まっております、施行日前から引続き資産の貸付が行われている場合で次のいずれかに該当する場合

イ) その契約に、貸主が事情の変更その他の理由により対価の額の変更を求めることがきる旨の定めがないこと。

ロ) 契約期間中に貸主、借主がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがなく、かつその契約期間中に支払われる貸付の対価の合計額が、その資産の取得価額および利子、保険料等の付随費用の合計額の90%以上であること。